

2014年6月

平成26年会社法改正

I 企業統治のあり方
(会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定)

1 背景

(1) 会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限

現行法では、委員会設置会社においては、会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限は監査委員会にありますが、監査役会設置会社においては、監査役会は、取締役会が決定した会計監査人の選解任等に関する議案を株主総会に提出するに際して同意すること（旧法第344条第1項・3項）、及び、取締役に対して、会計監査人の候補者を特定して、その選任に関する議案を株主総会に提出することや会計監査人の選解任等を株主総会の目的にすることを請求することができるのみでした（旧法第344条第2項）。

(2) 会計監査人の報酬等の決定権限

現行法上、会計監査人の報酬は、監査役会設置会社であるか、委員会設置会社であるかを問わず、その決定権限は取締役会にあり、監査役会や監査委員会はその同意権を有するにすぎません（旧法第399条）。

(3) 現行法の問題点

このように、監査役会設置会社において会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限が監査を受ける立場にある取締役会にあること、また、会計監査人の報酬等の決定権限が監査を受ける立場にある取締役会にあることは、会計監査人の独立性の観点から問題（いわゆる「インセンティブのねじれ」）があるとの指摘が従前からなされていました。

2 改正法

(1) 会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限

そこで、改正法では、監査役会設置会社における会計監査人の選解任等に関する議案の決定権限が監査役に

移されることとなりました（法第344条）。

これで、監査役会設置会社か委員会設置会社かを問うことなく、取締役会は会計監査人の選解任等に関する権限を有することはなくなりました。

(2) 会計監査人の報酬等の決定権限

一方、会計監査人の報酬等の決定権限を監査役会設置会社の監査役会及び委員会設置会社の監査委員会に移すことは、報酬決定という職務執行に関する権限を監査役会や監査委員会に付与するべきではないといった意見が出されたこともあり、改正は見送られました（改正法においても、会計監査人の報酬等については監査役会及び監査委員会は同意見を有するのみです。）。

ただし、会社法制部会において、会計監査人の報酬等の決定権限の問題について引き続き検討が必要であるとの指摘がなされていますので、今後の動向には引き続き留意する必要があります。

3 実務上の留意点

監査役会が選解任等に関する権限を行使する際の実務指針を予め策定すべきであるとの見解もあり、検討を要します。

以上

【参考文献】

・樋口達「会計監査人の選解任に関する決定権者の変更」ビジネス法務 2014年2月号 47頁以下

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 三木 亨](#)

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>